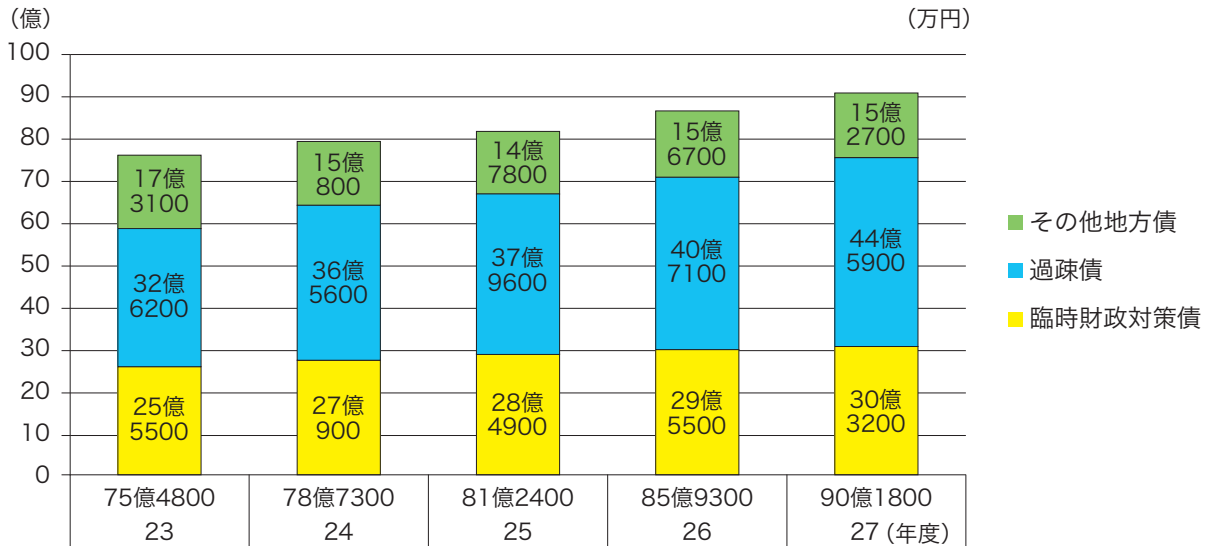


借金(地方債)の状況は

◆地方債とは

地方債とは、町が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する借金で、その返済が会計年度を超えて行われるものをいいます。



(100万円未満は端数を調整しています。)

◆その他地方債

災害復旧事業債や教育福祉施設整備事業債など。

◆過疎債とは

法律で定められた過疎地域に該当する市町村に限り、発行が認められている地方債。対象事業に100%充当することができ、返済額の70%が普通交付税として措置される。(実質負担30%)

◆臨時財政対策債とは

普通交付税に対する国の財源不足を補うため、地方が発行する地方債。普通交付税の代わりとなる財源のため、使い道は限定されない。また、返済額の100%が普通交付税として措置される。

(実質負担0%)



次年度ヘダッシュ!

監査意見書

財源の有効活用と効率的な財政運営

平成27年度の財政状況においては、経常収支比率は昨年度から改善し、84・4%となっている。財政力指数(3年平均)は0・269となり、わずかながら改善している。また、実質収支比率は、16・0%となっている。これは、豪雨災害関連経費や除雪経費など先の需要が予測困難な経費の執行残があったこととあるが、望ましいとされる指数を上回っている。財源の有効活用という観点か

らも、効率的な財政運営に努められたい。郵便局やコンビニ収納を実施し納税者の利便性がはかられた。町税は自主財源の根幹をなすものであり滞納分も含め、引き続き徴収率の向上に努めていただきたい。事業の進捗状況やその効果を定期的に点検しながら事業を進めていただきたい。今後とも、法令等を順守し厳正かつ適正な事務事業の執行に努められるよう望む。

代表監査委員

竹田謙一

山田仁